

# 鉄道駅構内等開発計画検討委員会要綱

平成22年5月14日  
都 市 整 備 局

(趣 旨)

- 第1 この要綱は、鉄道駅構内等開発計画に関する指導基準（以下「指導基準」という。）  
第11に定める委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

- 第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- 1 指導基準に基づく事前の協議に関わる審査
  - 2 駅構内等の開発計画についての技術的基準の検討

(構 成)

- 第3 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員会)

- 第4 委員会に委員長を置く。
- 1 委員長は、都市整備局技監（建築）をもってこれに充てる。
  - 2 委員長は、委員会を招集し、主宰する。
  - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を行う。

(幹事会)

- 第5 委員会の下に、幹事会を設ける。
- 1 幹事長は、都市整備局市街地建築部長とする。
  - 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
  - 3 幹事会は、委員会に係る検討事項について、調査、検討及び調整を行う。
  - 4 幹事会は、必要に応じて関係する者の出席を求めることができる。

(庶 務)

- 第6 委員会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

(その他)

- 第7 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 元年7月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 2年4月 2日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 2年8月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成15年1月 1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年1月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

別表第1

委員長 技監（建築）

委員 都市づくり政策部長、都市基盤部長、市街地建築部長

別表第2

幹事長 市街地建築部長

幹事 都市づくり政策部  
土地利用計画課長、開発企画課長、緑地景観課長

都市基盤部  
施設計画担当課長 交通企画課長、街路計画課長

市街地建築部  
建築企画課長、建築指導課長